

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価のお知らせ

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づき、平成30年5月分以降の当社電気料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が、本日、経済産業省により決定されましたのでお知らせいたします。

本制度は、平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づき、平成24年7月1日から開始されています。

制度の内容は、電力会社等※1が再生可能エネルギーにより発電された電気の買い取りに要した費用を、「全員参加型」という考えのもと、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」（電気料金の一部）として、電気を使用されるすべてのお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。

今回決定された平成30年5月分から平成31年4月分の電気料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価※2は、1kWhあたり2円90銭で、従量電灯Aの平均的なモデル※3の再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかるお支払額は、1ヶ月あたり754円となります。

＜再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（従量制供給の場合）および従量電灯Aの平均的なモデルにおける賦課金＞

	平成30年5月分から 平成31年4月分まで	（参考）平成29年5月分から 平成30年4月分まで	差
賦課金単価	2円90銭/kWh	2円64銭/kWh	+26銭/kWh

※1：小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者を指します。

※2：単価には消費税等相当額を含みます。